

事務連絡
令和4年3月25日

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

このたび、令和4年3月17日に政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が終了しましたが、感染はまだ続いており、警戒が必要です。

つきましては、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知（令和4年3月18日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお願いします。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホームページに掲載しております。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>)

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227